

転換社債券の保管振替制度実施に伴う本所決済制度等改正要綱

平成 13 年 7 月 25 日
名古屋証券取引所

項 目	内 容	備 考
<p>趣旨</p> <p>売買に係る決済</p> <p>1 . 決済に係る口座振替</p> <p>2 . 決済における転換社債券の取扱い</p> <p>(1)利払期日の前日の振替停止に伴う決済の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財団法人証券保管振替機構（以下「機構」という。）が行う保管振替事業（以下「保管振替制度」という。）において、転換社債券が取扱有価証券の対象となることに伴い、本所市場における売買の決済等に係る転換社債券の授受を保管振替制度の口座振替により行うこととする。 ・ 売買の決済に係る転換社債券の授受は、本所が指定する相手方との間において、本所の口座（決済口）を通じて行う。この場合における渡方会員の口座から本所の口座への振替請求は、本所が渡方会員に代わって機構に対して行い、本所の口座から受方会員の口座への振替請求は、本所が機構に対して行う。 ・ 売買締結の日（以下「売買日」という。）から起算して4日目（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）が利払期日（利払期日が銀行休業日にあたる場合には、当該転換社債の契約において定める日。以下同じ。）の前日である場合には、当該売買日から起算して5日目を決済日とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機構は、転換社債券を平成 13 年 11 月 26 日(月)から取扱う予定。 ・ 株券等の取扱いと同様。

<p>(2) 利払期日の前日における当日取引の決済の取扱い</p> <p>(3) 抽選償還に係る取扱い</p> <p>.証拠金等代用転換社債券の取扱い</p> <p>1 .口座振替による差入れ及び返戻</p> <p>2 .差入れ証拠金等代用転換社債券に係る利金請求等の事務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機構の口座振替が停止される利払期日の前日を決済日とする当日取引は行うことができない。 ・ 有価証券引渡票発行の日から有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済期限までの間に、抽選償還当選番号発表日(以下「発表日」という。)が到来する場合の有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済は、発表日の2日前(発表日が休業日に当たるときは3日前(休業日を除外する。))の日までに行われなければならない。 ・ 売買証拠金及び信認金の代用有価証券としての転換社債券(以下「証拠金等代用転換社債券」と総称する。)の差入れ及び返戻を、保管振替制度の口座振替により行う。 ・ 本所が会員から差入れを受けている証拠金等代用転換社債券にかかる利金請求等の事務については、本所に代わって、差入れ会員が機構に対して行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利払期日の前日は機構の口座振替が停止される。 ・ 機構は、発表日の前日、すべての転換社債券を参加者に交付するため、同日は取引所取引等の決済に係る振替のみを行う(取引所取引等以外の決済に係る振替は発表日の2日前まで可能)。 ・ 預託転換社債券の元利金処理については、機構が、元利金支払事務取扱参加者に代わって、社債管理会社に対する元利金支払基金の請求及び受領等を行う。
--	---	---

<p>. その他</p> <p>1 . 会員及び顧客間の受渡し</p> <p>2 . 決済に係る手数料</p> <p>3 . 機構取扱同意の義務化</p> <p>. 実施時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員が顧客のために、「株券等の保管及び振替に関する法律」に基づく口座を設定している場合には、売付け又は買付けに係る転換社債券の受渡しを、その口座の振替により行うものとする。ただし、顧客がその口座の振替により、売付転換社債券を交付しない旨又は買付転換社債券の引渡を受けない旨の申し出を行った場合には、この限りでない。 ・ 決済に係る手数料を、渡方会員及び受方会員から、振替に係る券面の総額について、各転換社債の金額当たり 6 円を徴収する。 ・ 発行者が転換社債券の機構取扱いにつき同意していることを新規上場及び上場継続の条件とする。 ・ 機構口座による転換社債券の売買の決済及び証拠金等代用転換社債券の差入れ及び返戻の開始日は、機構における転換社債券の取扱い開始日と同一とする。 <p style="text-align: center;">以 上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株券等の取扱いと同様。 ・ 本所は機構から、振替に係る券面の総額について、各転換社債の金額当たり 12 円を徴収される。
---	---	---